

# 安全衛生推進者養成講習のご案内

京都労働局登録京安推第4号 登録有効期間 令和9年11月5日  
(公社)京都労働基準協会



## 労働安全衛生法(第12条の2)

事業規模が10～49人までの事業場は、安全衛生推進者(衛生推進者)を選任して、その者に職場の危険・健康障害の防止、安全衛生のための教育、健康診断の実施などの業務を担当させるよう義務づけられています。この安全衛生推進者(衛生推進者)は労働省告示で定める資格を有する者から選任することと定められています

### 日時

令和6年6月6日(木) 9:00～15:30頃 ※受付 8:45～  
6月7日(金) 9:00～15:30頃 ※受付 8:45～

### 場所

口丹波勤労者福祉会館(クアスポくちたん)  
〒629-0134 京都府南丹市八木町西田金井畠9

### 定員

30名 (定員になり次第締切ります)

### 受講料 テキスト代

受講料 13,200円(税込)  
テキスト代 1,430円(税込)

※受講申込後取消の場合、受講料は返還いたしかねますのでご了承ください。

### 申込方法

お申込みは裏面の申込書に所要事項をご記入の上、受講料、テキスト代、写真1枚(申込書に貼付)を添えてお申込み下さい。(後日 振込可)

#### 《申込先・お問い合わせ先》

公益社団法人京都労働基準協会 園部支部  
〒622-0003  
京都府南丹市園部町新町49-1  
TEL 0771-62-3220 FAX 0771-62-4045



京都労働基準協会園部支部



#### 《振込先》

●京都銀行 園部支店 普通 4052140  
●京都信用金庫 園部支店 普通 0741609  
口座名義 (どちらも)  
公益社団法人京都労働基準協会園部支部

(注)受講料・テキスト代は現金書留でお送り頂くか、上記振込先にお振込み下さい。振込手数料はご負担ください。

### 参考

安全衛生推進者、衛生推進者の選任を要する事業場

規模	業種	選任
常時10～49人の労働者を使用する事業場	1.林業・鉱業・建設業・運送業及び清掃業 2.製造業(物の加工業を含む)・電気業・ガス業・熱供給業 水道業・各種商品卸売業・家具、建具、什器等卸売業 各種商品小売業・家具、建具、什器小売業・燃料小売業 旅館業・ゴルフ場業・自動車整備業及び機械修理業	安全衛生推進者
	上記以外の業種	衛生推進者

# 安全衛生推進者養成教育 講習申込書

## ～お申込み方法～

申込用紙にご記入の上、FAXまたは郵送にてお申込みください。

## ～お申込み後の流れ～

受付確認後、請求書・受講票を郵送またはメールにてお送りいたします。  
ご確認後、受講料・テキスト代のお振込みお願い致します。

2.4cm

写真貼付

3.0  
cm

FAX 0771-62-4045

令和6年 月 日

ふりがな 氏 名	⑩	※ 受付番号	安衛
		※ 修了証番号	安衛
旧姓等併記希望の場合 旧姓等	ふりがな		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 ( 歳)		
現住所	〒		
所属事業場名			
同上所在地	〒		
ご連絡先 電話番号	( 勤務先・受講者 )		
ご連絡先 携帯番号	( 勤務先・受講者 )		
担当部署 担当者			
ご担当者Mail			
受講票・請求書の送信	<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 郵送 (いずれかに☑してください)		

※欄は記入しないで下さい。 ※修了証交付につき正確に記入して下さい。

※

京都労働局登録教習機関

公益社団法人京都労働基準協会 殿

※ご記入いただいた個人情報については、本講習の実施のためにのみ使用いたします。